

経営発達支援計画の概要

実施者名	中標津町商工会（法人番号6462505000027）
実施期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日
目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小規模事業者の抱える課題や目標を明確にすることにより、計画的な経営を目指します。 2. 小規模事業者へのビジネスチャンスを生み出し、売上高増加を目指します。 3. 商店街の空き店舗を減少させる事により、中心市街地の活性化を目指します。 4. 未来を担う子供達に対して、小規模事業者のイメージアップを図り、地元企業への就職促進を目指します。 5. 消費購買力確保のため中長期的に各種スポーツ施設やイベントを活用し、交流人口としての観光入込客数を1割増加させ35万人台へ拡大することを目指します。 6. 未利用地域資源を活用した特産品（観光）開発による地域ブランド化を目指します。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小規模事業者支援に対する実施方針 <ol style="list-style-type: none"> ①積極的な巡回訪問等により小規模事業者の経営状況を分析し、事業計画策定に活用できるよう支援します。 ②地域の経済動向や需要動向など、裏付けされたデータの活用による事業計画の策定を支援します。 ③事業計画に沿った経営が行われているか進捗状況を確認することにより、伴走型支援を実施します。 ④創業支援及び適切な事業承継への支援により、商店街の機能維持を図ります。 ⑤地域イベント実施による販売機会の拡大や、商談会への参加勧奨による販路拡大を支援します。 2. 地域経済活性化に対する実施方針 <ol style="list-style-type: none"> ①地域資源を活用した「中標津ブランドの構築」による地域経済活性化を図ります。 ②まちなか賑わい推進事業等イベントによる中心市街地の活性化を図ります。 ③新総合体育館を活用した交流人口促進による地域経済活性化を図ります。 ④人材育成確保に向けて就職体験実習受け入れによる地元就職希望者の拡大を図ります。
連携内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 支援機関との連携及び情報交換～事業計画策定支援や需要動向調査・需要開拓に関する連携を図り、新たな施策に関する情報交換を行います。 2. 金融機関との連携及び情報交換～金融機関と地域の経済動向、金融制度に関する支援、創業・第2創業、販路拡大支援に関する情報交換を行います。 3. 商工会関連との連携及び情報交換～全道及び近隣市町村商工会の小規模事業者への支援内容、支援課題に関する情報交換を行い、経営発達支援事業に関する総合的なノウハウ等の情報の共有を図ります。
連絡先	<p>中標津町商工会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住所 〒086-1002 北海道標津郡中標津町東2条南2丁目1番地19 ・電話 0153-72-2720・FAX0153-72-1986 ・e-mail NAKASHO@aurens.or.jp ・ホームページアドレス http://www.nakamap.or.jp/

(別表 1)

経営発達支援計画

経営発達支援事業の目標

・中標津町の概況

【立地環境】

中標津町は、北海道の東部に位置し、周辺の 100 km 範囲には世界自然遺産の知床、北方領土を望む納沙布岬、阿寒湖や摩周湖、釧路湿原等の国立公園などがあります。

また、根室中標津空港を有し、根室管内の中核都市であることから、周辺自治体からも買い物客が訪れる商業都市として発展してきました。

当町の面積は、684.87 平方キロメートル。内陸性の気候で、災害も少なく、夏の平均気温は 20° 前後、冬の平均気温はマイナス 10° 前後、積雪は道内でも少ない方です。根室中標津空港は市街地から北へ約 4 km と近距離に位置し、定期航路である東京便と札幌便合わせて年間約 20 万人の利用客があります。



【人口動態】

当町の人口の推移は、平成 22 年まで順調に増加傾向で推移していますが、平成 24 年をピークに横這い状態から微減になっており、平成 26 年 3 月末の住民基本台帳人口による人口は 23,869 人（ピーク時 24,361 人）です。また、当町の高齢化率は、平成 24 年 10 月 1 日現在 20.0% と全道で下から 2 番目の順位となっており、全国（24.1%）全道（25.7%）の平均と比べると低い水準になっております。

中標津町年齢別人口構成比

区 分	平成 26 年 3 月 31 日現在				区 分	平成 26 年 3 月 31 日現在			
	男性	女性	総数	構成比		男性	女性	総数	構成比
総 数	11,671	12,198	23,869	100.00%	50～59 歳	1,516	1,537	3,053	12.79%
0～9 歳	1,219	1,137	2,356	9.87%	60～69 歳	1,530	1,728	3,258	13.65%
10～19 歳	1,190	1,235	2,425	10.16%	70～79 歳	1,032	1,267	2,299	9.63%
20～29 歳	1,127	1,090	2,217	9.29%	80～89 歳	516	693	1,209	5.07%
30～39 歳	1,744	1,661	3,405	14.26%	90～99 歳	62	157	219	0.92%
40～49 歳	1,732	1,690	3,422	14.34%	100 歳以上	3	3	6	0.02%

(中標津町統計資料参照)

【基幹産業】

当町の基幹産業は農業、特に酪農畜産業であり、酪農畜産農家 343 戸（平成 27 年 2 月現在）、乳牛 39,488 頭（平成 27 年 8 月現在）、生乳生産量 176,995 t（平成 26 年度現在）、生乳生産額 150 億 9,700 万円（平成 26 年度現在）と、一大酪農・畜産基地として

発展してきました。酪農畜産業の波及効果は1次と2次合わせて2.66倍と言われており、当町では約400億円の波及効果が有るものと推計されます。

・地域の現状と課題

【観光面から見る現状と課題】

当町の基幹産業は前述のとおり農業であります。観光産業においては、有力な観光資源として、地平線を見渡せる「開陽台」、道東の秘湯「養老牛温泉」、根室中標津空港に隣接する「道立ゆめの森公園」などがあり、入込者数としては、それぞれ12万8千人、2万5千人、10万4千人などと、その他イベント等6万2千人も含めた年間の観光入込者数は約32万人を数えます。（下記「入込者数推移」参照）特に「養老牛温泉」は、道内外にその存在を広く知られ、多くの観光客の宿泊を誘致する観光の中心となっています。しかし、養老牛温泉以外の観光地においては通過型観光が多く、また、主な観光資源と中心市街地とは距離が離れており、中心市街地への誘客が課題となっています。

中標津町主要施設観光入込者数の推移

	総数	うち宿泊客数	前年比	主要観光施設等別入り込み数			
				開陽台	養老牛温泉	ゆめの森公園	緑ヶ丘森林公園
平成25年度	326,400	50,500	100.10%	128,200	25,300	104,200	6,300
平成24年度	326,100	46,700	99.80%	111,500	24,400	111,800	6,800
平成23年度	326,800	47,900	107.70%	102,200	24,200	114,500	7,000
平成22年度	303,500	46,800	82.00%	108,000	24,300	106,100	7,900
平成21年度	370,100	43,700	88.60%	157,400	24,800	109,600	6,900

（中標津町統計資料より）

【地域経済の現状と課題】

当町を取り巻く厳しい経済情勢は、消費の低迷、人材不足等、小規模事業者の経営環境は、依然として先行きの見えない状況が続いていることから、中標津町では平成22年4月1日に中小企業振興基本条例を制定し、小規模事業者を含む中小企業に関する施策を総合的に推進する方針を打ち出しておりますが、具体的な振興策については今後の課題となっております。

【地域資源の活用における現状と課題】

地域内で生産される地域資源である牛乳、乳製品、じゃがいも、ブロッコリー、椎茸などの農産物等の付加価値を高める取組みが少なく、中標津町のブランド化につながっておりません。また、現在の特産品についても高付加価値化を図る上でパッケージデザインの改良と町外・道外へのPR活動も弱く限定された販路となっております。

【小規模事業者の現状と課題】

○中標津町商工業者数等の推移

中標津町商工業者業種別構成

	小規模事業者数	商工業者等合計	計	商工業者業種別内訳							定款会員 になり得る 事業所等
				建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・宿泊業	サービス業	その他	
平成26年	1,046	1,170	1,152	202	51	34	279	201	294	91	18
平成25年	1,046	1,162	1,144	202	52	32	277	201	290	90	18
平成24年	1,054	1,154	1,136	202	51	32	278	196	287	90	18
平成23年	1,054	1,150	1,132	202	51	33	279	193	283	91	18
平成22年	1,054	1,168	1,130	188	56	38	262	210	252	124	38

（北海道商工会連合会商工会実態調査より）

(1) 商業・サービス業の現状と課題

小規模な商業サービス業においては、平成5年に国道272号線（通称：中標津バイパス）が開通以来、郊外型大型店の出店が相次ぎ消費者の流れが変化し、以来中心市街地の空洞化が進み、特に商店街では空き店舗が取り壊され空き地が目立ってきています。

しかしながら郊外型大型店により近隣からの消費の流入が大きく見られる事から、バイパス沿いの大型商業施設の集客を利用し如何に市街地へ消費を流入させるかが大きな課題となっています。また、一部のサービス業等では創業も有りますが、今後は小売業や飲食業に廃業が増加すると予想される事から事業承継や創業者への支援も課題になっています。

飲食業においてはレストランや居酒屋といった食事の店は開業も有りますが、スナックやバーは若者の減少や趣味趣向の多様化も相まって減少傾向となっています。飲食業の課題としては当町にはブランド力の有るご当地メニューがなかなか出来ない事から、今後は地域の食材を活かした定番メニューの開発も課題となっています。

中標津町消費購買推計人口

年間小売販売額（機械器具販売除く）	北海道1世帯家計消費支出	北海道1世帯当たりの人数	消費購買推計人口	平成26年中標津町人口	流入人口
¥48,069,000,000	¥261,799	2.83人	64,880人	23,869人	41,011人

※消費購買推計人口=小売販売額÷1世帯家計消費支出÷世帯人数

（平成26年度商業統計資料参照）

(2) 製造業・建設業の現状と課題

当町の工業生産の多くを占めるのは、町内にある雪印乳業と中標津町農業協同組合の工場であり、生乳加工によるものです。近年雪印乳業により、チーズ工場の増設がなされ大規模なチーズの生産工場となっています。しかしながら、地域資源である牛乳や農作物の付加価値付けは一部にとどまり殆どがそのまま出荷されており、地元での1次加工や2次加工による付加価値付けが余りなされていない事から、大手工場だけでなく自ら生産される農産品に付加価値を付けるため農商工連携や6次産業化といった取り組みが必要になっています。

建設業に関しては、公共事業の減少（平成27年度北海道建設予算が前年対比21.3%減少するなど）が大きく影響しているなか、民間需要の拡大をめざし、『地元の仕事（お金）は地元で廻そう！！』という、町内循環型建設産業の構築を提唱し、町内企業が優先的に受注機会を確保するための活動をしてきましたが、東日本大震災以来人手不足や建設資材の高騰も有り収益の低下を招いております。未来へ希望を持ち働く人材の育成や建設業等の3K職場のイメージからの脱却が大きな課題となっています。

【中心市街地の現状と課題】

当町の中心市街地は、町を東西に横断する道道13号中標津・標茶線（通称：中央通り）に面し、町の交通機関の拠点である中標津バスターミナルや経済センター、総合文化会館等が隣接しております。

そのような立地の商店街であることから、食料品・最寄品・買回品店等が混在し、その多くは小規模事業者で構成されております。

また、地域住民だけでなく周辺自治体からも多くの買い物客が訪れ、中標津町で最も賑わいのある商店街として発展してまいりました。

しかしながら中心市街地商店街の南側2kmに東西に延びる国道272号線（通称：中標津バイパス）が開通すると、平成11年にバイパス沿線に町立中標津病院が移転し、平成16年に大型商業施設プレスポが出店、以後、多くの商業施設等が相次いで出店し

ました。

その結果、中標津町中心市街地への来町客は、中標津バイパス沿線の商業施設に移り、中心市街地での消費は大幅に減少しました。

更には、周辺市町村の人口減少による消費購買力の減少も懸念されます。

過去に商工会が実施した通行量調査では、バイパスへの大型店出店前の平成 12 年 10 月と出店後の平成 17 年 6 月の歩行者通行量を比較すると、中心市街地では歩行者で 5,694 人から 3,886 人と▲32%の大幅な減少となっており、車輛通行量でも 43,046 台から 35,743 台と▲17.6%の減少になっています。

以上のように、中心市街地では、車両・歩行者とも通行量が大幅に減少しており、特に歩行者通行量が平成 12 年から大きく減少しています。

中心市街地商店街の中には、先行きに不安を感じ、中標津バイパス沿線への移転や廃業する者が現れ、空き店舗や店舗を更新しない店が増加しています。

更に、経営者の高齢化や後継者への事業承継の課題も抱えています。

このため、”中標津町の中心市街地商店街”として賑わいを再生するためには、地域住民や周辺自治体の買い物客を呼び戻す取組が必要になっています。

そこで、小規模事業者が多く存在する中心市街地の活性化及び空店舗対策が求められています。

また、当町には、市街地から北へ 4 km と近距離に根室中標津空港があり、世界自然遺産に登録されている知床など道東地域の観光地を結ぶ空の玄関口として、年間約 20 万人の利用客があります。

しかし、現状では中標津町は通過点であり、観光客を中標津町に滞在させる取組が急務となっています。

中心市街地商店街は、道東各地につながるアクセス道路やバスターミナルを有していることから、観光客が立ち寄り、購買・消費・周遊する魅力ある商店街づくりやイベントの開催による誘客が課題になっています。

なお、商業に関するデータは、平成 24 年の総務省による経済センサス調査によると次の表のとおりとなっております。

小売業項目	データ	全国ランク	北海道内ランク
総合・年間商品販売額	41,370[百万円]	516 位	18 位
総合・事業所数	230[事業所]	772 位	22 位
総合・従業員数	1,568[人]	707 位	25 位
総合・売り場面積	41,824[m ²]	694 位	25 位
飲食店数	225[事業所]	540 位	19 位

※全国市町村数 1,719 市町村・北海道市町村数 179 市町村（平成 24 年現在）

・商工会の現状と課題

(1) 商工会の現状とこれまでの取組

当商工会は、平成 12 年 3 月に商工会等基盤施設整備事業により、コミュニティ機能と地域内商工業者の情報拠点としての機能を備えた中核複合施設として中標津経済センターが完成し、地域に密着した唯一の総合経済団体として、事業者が抱える諸問題の解決に積極的に取組むことにより、地域の商工業者の総合的な振興発展と併せて社会一般の福祉の増進を図ってきました。

また、小規模事業者を中心に巡回指導を年間 1,351 回、窓口相談を 980 回実施し、事業者との信頼関係を構築することで、継続的な支援を実施してきました。

以下にこれまで近年に実施した主な事業を列挙します。

①街づくり・夢工房「ミザール」推進協議会

(平成 15 年度～平成 16 年度)

有力大型店のバイパスへの移転計画を機に、中心市街地の空洞化への懸念から、街づくり・夢工房「ミザール」推進協議会により打開策が検討され、各種ワーキンググループにおいて街づくりについて意見を交わし方向性を見出すべく検討を重ねましたが、地域経済の変化が速く具体的な街づくり対策へは繋がりませんでした。

しかし、ワーキンググループによる協議で一定の街づくりへの認識が高まりました。

②平成 17 年度中心市街地空洞化対策調査事業

郊外型大型店による既存の商店街影響度合調査を実施し、買い物客の意識や行動のデータを分析し提供する事で商店街活性化対策に活用する事が出来ましたが、各個店の経営には反映されておりませんでした。今後は、多くの消費者にアンケート調査を実施し、具体的な販売計画等に活用する事が必要になります。

③平成 18 年度小規模事業者新事業全国展開支援事業

道東の地域資源を活かした長期滞在のための地域観光プログラムの開発と普及事業としてお試し暮らしや中標津町のプロモーション等を行い、長期滞在の掘り起しによりリピーターの数を増やすなど一定の効果が有りましたが、大きな消費には繋がっていない事から、周辺観光地からの集客が可能なイベント等の仕掛けが必要になっています。

④平成 20 年度商店街活性化事業に係る交通量調査事業 (平成 20 年～平成 21 年)

中心市街地の空洞化対策として中心市街地とバイパスの交通量調査並びに歩行者通行量調査を実施し過去のデータと比較分析して、中心市街地への集客が減少している事を認識しました。しかしこのデータを活用した具体的な空洞化対策には至っていなかった事から本調査を継続実施して、経済の動向を把握し商店街活性化対策に活用する事が必要になります。

⑤平成 25 年度地域商店街活性化事業 (まちなか賑わい事業)

まちなかに賑わいを取り戻すためのイベントとして「まちなか賑わい秋の陣・清流物語 2013」を開催し、市街地の歩行者が増加する等、一定の効果は得られましたが、継続的に賑わいを創出する事が課題になっております。

歩行者通行量 (平日: 237 人→265 人、休日: 252 人→278 人) の増加および空き店舗の減少 (15 店舗→13 店舗) に一定の効果がありました。

⑥平成 26 年度地域商店街活性化事業 (中心市街地にぎわい創出事業)

上記同様にまちなかに賑わいを創出するためのイルミネーション事業や各個店の PR のため商店街マップ事業 (電子版含む) を実施して、商店街のイメージアップと各個店の情報発信により、来街客等に対する一定の効果が有りました。

しかし、継続するための財源確保が難しく長期間実施する事は難しい状況になっております。

⑦平成 27 年度合同企業説明会

雇用促進と人材確保のため高校や企業並びに父兄との求人懇談会を開催し、地元高校生等を対象に合同企業説明会を開催して、地元企業への理解を深め就職促進を図りました。しかし、職種等の偏りが多く求人とのミスマッチが多く見られます。

また、中心市街地商店街の魅力向上を図るため、「中標津町の商業発祥地」としての起源を活かし、平成 22 年に当商店街を流れるタワラマップ川に親水広場が完成し、モニュメントとして「あきんど君」の像を建立し名所としました。

中小企業全体の振興に関する取組としては、中小企業振興対策の柱として中小企業振興基本条例の制定を目指し、町・中小企業家同友会・商工会による委員会を組織し、

地域の中小企業の振興について基本となる事項を定め施策を総合的に推進する中標津町中小企業振興基本条例が施行されました。(平成22年4月)

(2) 商工会の課題と今後の取組

これまでは、経営改善普及事業の基礎的支援業務を中心として、具体的な案件が生じた際に個別企業への経営支援業務を実施してきました。

また、商工会では経営改善普及事業と共に地域振興に関するイベント等を実施することで、小規模事業者の発展と地域振興を同時に実現するとしてきた経過があります。このため、業務に占める基礎的支援業務と地域振興業務の割合が高かった事から、提案型の経営支援業務の比率が低く、個々の企業への積極的な提案が課題となっています。

そこで商工会は、業務の改善と経営指導員の3名体制を活かして、小規模事業者の経営状況の分析を行い地域の経済環境を調査し、小規模事業者の課題を踏まえ、北海道、中標津町、地域金融機関、税理士、支援機関等と連携し、小規模事業者個々への経営支援により中長期的な事業計画を作成し持続的発展を目指します。

今後は、過去に実施した事業についても検証し継続が必要なものについては拡充実施し、更に、課題となっている事案については新たな事業として実施するとともに、職員の資質向上により、小規模事業者への積極的な経営発達支援をスローガンに「行きます」「聞きます」「提案します」を掲げて伴走型の経営改善普及事業の実施を図ります。

・経営発達支援事業の目標

第6期中標津町総合発展計画(平成23年～平成32年)では、中標津町が目指す姿として、「空とみどりの交流拠点・中標津」～あつまるまち つながるまち ひろがるまち～を中標津町の総合的発展の基本構想としております。

この目指す姿(基本構想)を達成するため、経済・産業分野において、「力みなぎる産業のまちづくり」が基本方針とされており、商工業の振興において、下記【中標津町主要施策】が展開されております。

【中標津町主要施策】

1. 中小企業振興基本条例による中小企業支援策の検討推進
2. 中小企業の経営基盤安定化を図るための融資制度の充実
3. 既存企業の体質強化を図るための情報提供や講習会並びに相談会の開催
4. まちなかに賑わいを創出するためのイベントの開催
5. 空店舗対策及び創業者への支援
6. 特産品の開発・PR活動の展開並びに販路開拓

地域の総合的経済団体である商工会は、町や関係機関と連携し、「力みなぎる産業のまちづくり」を中長期的な振興のあり方とすることで、『「空とみどりの交流拠点・中標津」～あつまるまち つながるまち ひろがるまち～』の実現を目指し、小規模事業者の経営発達支援事業の目標を下記のとおりとします。

①小規模事業者の抱える課題や目標を明確にすることにより、計画的な経営を目指します。

②小規模事業者へのビジネスチャンスを生み出し、売上高増加を目指します。

③商店街の空き地空き店舗を減少させる事により、中心市街地の活性化を目指します。

- ④未来を担う子供達に対して、小規模事業者のイメージアップを図り、地元企業への就職促進を目指します。
- ⑤消費購買力確保のため中長期的に各種スポーツ施設やイベントを活用し、交流人口としての観光入込客数を1割増加させ35万人台へ拡大することを目指します。
- ⑥未利用地域資源を活用した特産品（観光）開発による地域ブランド化を目指します。

当商工会は、上記目標を達成するため、次の方針により事業を実施します。

【目標達成のための実施方針】

<小規模事業者支援に対する実施方針>

1. 積極的な巡回訪問等により小規模事業者の経営状況を分析し、事業計画策定に活用できるよう支援します。
2. 地域の経済動向や需要動向など、裏付けされたデータの活用による事業計画の策定を支援します。
3. 事業計画に沿った経営が行われているか進捗状況を確認することにより、伴走型支援を実施します。
4. 創業支援及び適切な事業承継への支援により、商店街の機能維持を図ります。
5. 地域イベント実施による販売機会の拡大や、商談会への参加勧奨による販路拡大を支援します。

<地域経済活性化に対する実施方針>

1. 地域資源を活用した「中標津ブランドの構築」による地域経済活性化を図ります。
2. まちなか賑わい推進事業等イベントによる中心市街地の活性化を図ります。
3. 新総合体育館を活用した交流人口促進による地域経済活性化を図ります。
4. 人材育成確保に向けて就職体験実習受け入れ等による地元就職希望者の拡大を図ります。

経営発達支援事業の内容及び実施期間

(1) 経営発達支援事業の実施期間 (平成 28 年 4 月 1 日 ~ 平成 33 年 3 月 31 日)

(2) 経営発達支援事業の内容

・ 経営発達支援事業の内容

1 . 地域の経済動向調査に関すること【指針】

【現状と課題】

現在は、行政機関や金融機関等が公表している統計資料や調査結果については一部の活用にとどまり、ヒアリング調査についても積極的に行っているとは言い難い状況でした。また、これらの情報を有効活用した分析、提供までに至っておらず、経営支援に反映されていなかったことが課題となっています。

【今後の取り組み】

今後は、専門家との連携を図り、巡回訪問時における独自のヒアリング調査を行い、独自情報と各機関が公表する情報と併せ、地域経済の動向の調査・分析を行い、小規模事業者の経営課題や業種別の課題を明確化し、売上増加と収益率の向上を図る事業計画策定の資料として活用します。

【事業内容】

(1) 町内小規模事業者の景況調査による情報収集と分析提供 (拡充実施)

これまでの地区内の景況調査は、概念的な調査に留まっており、今後は決算時における財務状況の確認等だけではなく、日頃から感じている経営上の悩みや業界の状況についてのヒアリング調査等を行い、事業所別の課題や業種別の課題を把握します。また、支援機関や中小企業診断士等と連携し、収集した情報の分析を行うとともに巡回並びにホームページ等の媒体により年 1 回情報提供を行い、小規模事業者等の事業計画策定のために活用します。

< 調査項目 > 景況、業況、大型店出店の影響、経営上の問題点など

(2) 交通量調査を活用した経済動向等の情報収集と分析提供 (拡充実施)

過去に実施した主要道路の車両交通量調査は、事案が生じた際に実施するに留まっておりましたが、今後は、国や町の交通量調査が 5 年に 1 回実施されている事から同様に定期的に実施し、町の商業・経済環境に変化が生じた場合にはその限りではなく随時実施するとともに、過去の調査データや地方自治体等で実施する調査データと比較対比しながら、バイパスや主要道道の集客に影響する調査ポイントにおいて実施することで、主に交流人口による経済動向の分析を図ります。また、過去に実施している歩行者通行量調査も併せて実施し中心市街地商店街の歩行者動線を把握し、経済動向調査資料として事業計画策定への活用と小規模事業者等へ巡回並びにホームページ等で情報提供を図ります。(前回は平成 26 年度に実施している事から本計画では 5 年後の平成 31 年度に実施致します。)

(3) 行政・金融機関の統計資料を活用した経済動向の情報収集と分析提供 (充実拡充)

地域の経済動向は、北海道経済産業局の発行する「北海道百貨店・スーパー販売動向調査」及び大地みらい信用金庫が発行する「ビジネスレポート根室・釧路管内の景況」等の統計資料に基づき管内の業種ごとの景況等の動向を活用し、経済動向の把握と分析を実施します。また、全国規模の業種ごとの統計資料 (国勢調査、経済センサ

ス、中小企業実態基本調査、家計調査、工業統計、全国中小企業動向調査、農業センサス、観光入込客数調査報告書等)と管内の統計資料と比較対比し分析するとともに、専門家との連携により地域における経済動向の高度な分析を実施し、巡回訪問やホームページ等により、毎年1回小規模事業者への情報提供と具体的な活用方法の提案を行います。

【提供方法】

上記により収集した情報は、景況調査はDIで交通量調査は過去との比較対比、統計資料等は外部環境データとして適宜加工し、巡回やホームページ等で下記のとおり提供します。

【目標】

事業内容	実施内容	現状	H28	H29	H30	H31	H32
(1)	景況調査回数	0	1	1	1	1	1
	景況調査情報提供回数	0	1	1	1	1	1
(2)	交通量調査回数	1	0	0	0	1	0
	交通量調査情報提供回数	0	0	0	0	1	0
(3)	情報収集分析回数	0	1	1	1	1	1
	統計資料による情報提供回数	0	1	1	1	1	1
(1)～(3)	専門家による経済動向分析回数	0	1	0	0	1	0

【効果】

地域の経済動向調査（景況調査・交通量調査・統計資料活用）を実施し、分析を行うことで小規模事業者の経営課題や業種別の課題を明確化した事業計画の策定が可能になります。

2. 経営状況の分析に関すること【指針】

【現状と課題】

これまでは巡回訪問により収集した情報を、主に経営指標に基づいた金融支援の一環としての活用に留まり、具体的な戦略に反映できないことから、小規模事業者の集客力や売上額の増加に貢献できないことが大きな課題となっています。

【今後の取り組み】

今後は経営指導員等の巡回訪問・窓口相談等を通じて、小規模事業者へ調査・分析した情報を提供することによる経営分析、事業計画策定の必要性を啓蒙し、経営支援への反映を図ります。

また、専門的な課題については、必要に応じて北海道商工会連合会の専門家派遣制度、ミラサポ専門家派遣制度等を活用し、小規模事業者の抱える経営上の悩みに対してより丁寧にサポートします。

【事業内容】

(1) 小規模事業者の経営分析（拡充実施）

当商工会では、「ネットde記帳」、「経理ソフト」を活用した経理サポートを実施し、小規模事業者41事業所の会計ファイルデータと、決算指導を実施する約180事業所のデータを有しております。それらの活用により税理士と連携し、確定申告に関する支援を行っております。

これまでの、経営指標による経営分析は、設備投資や融資に関する事案が生じた際に実施するに留まっており、今後は巡回等の際にヒアリングシートを活用して、景況感や業界の状況も踏まえた経営実態把握調査（小規模事業者約 1,040 件を 5 年間で 1 巡）を行い、その調査した小規模事業者の内新規事業を計画する事業者や資金繰りに苦慮している事業者を優先的に 3 割程度の事業者を目標において、詳しく財務分析・SWOT 分析等を行い、高度な分析については専門家と連携するなど、事業計画策定に向けた経営分析を行い、経営状況に関する情報提供を実施します。

＜調査・分析項目＞商品（サービス）、技術力、人材、経営者の人柄、経営態度、財務、経営状況など

（２）小規模事業者への事業承継に関する調査分析の実施（新規）

これまで、巡回訪問・窓口相談での聞き取りによる事業承継情報の収集のみで活用されていなかったことから、今後は小規模事業者全体を対象に隔年で、後継者の有無、事業承継に関する意識等について広くアンケート調査等を実施することにより、問題を抱える小規模事業者を把握し、巡回訪問等により経営の内部事情を理解して課題点を明確化し、内部状況を分析する事で既存事業所の事業承継を推進し事業計画策定への反映を図ると共に、空き地空き店舗対策や創業支援への活用を図ります。

＜調査・分析項目＞後継者の有無、取扱商品、売り場面積、設備投資など

【目 標】

事業内容	実施内容	現状	H28	H29	H30	H31	H32
(1)	経営実態把握件数	41	208	208	208	208	208
	経営分析件数	36	62	62	62	62	62
(2)	事業承継に係る調査回数	0	1	0	1	0	1

【効 果】

巡回訪問や窓口相談等において小規模事業者の財務や景況、後継者等の調査分析を行う事により、小規模事業者に深く入り込んだ指導並びに事業計画の作成が可能となり、具体的な集客や売上増加に貢献できる支援が出来ます。

3. 事業計画策定支援に関すること【指針】

【現状と課題】

現在小規模事業者に対する事業計画策定支援については、金融支援や決算の際における支援に留まっており、小規模事業者の経営課題解決に向けた対応とはなっていませんでした。また、経営者も自らの経験による推測や勘に依存していることなどから収益の低下を招いており、事業計画の策定による具体的な解決策が講じられていないことが課題となっています。

また、商店街では空き店舗が取り壊され空き地が目立ち、町内の商業環境の変化がみられます。そこで商工会では空き店舗調査を行いました。具体的な解決策まで至っていません。当商店街には公共駐車場が無く不便を感じており、空き地等を解消するためにも新規事業への取り組みが不可欠になっております。

【今後の取り組み】

経営分析を実施した小規模事業者の経営課題を解決するため、1. の地域経済動向調査、2. の経営状況分析調査、5. の需要動向調査の結果など、客観的観点を踏ま

えた事業計画策定の意義を浸透させるとともに、事業計画策定支援にあたっては中小企業診断士、税理士等との連携を図りながら、伴走型の指導・助言を行うことで、小規模事業者の事業の持続的発展を図ります。

また、空き地の有効活用を図る観点から需要動向調査等に基づき、商店街における有料駐車場等の新規事業など、創業、第二創業についても中標津町や関係機関との連携により、掘り起こしを図り、創業計画の策定を積極的に支援します。

【事業内容】

(1) 消費者ニーズを捉えた事業計画の策定支援（拡充実施）

小規模事業者への事業計画策定支援は、計画的な巡回訪問等により、提案型による事業計画策定の必要性の訴求と、消費者ニーズ調査、観光ニーズ調査から得られた客観的な情報を活用します。

また、事業計画策定を目指す小規模事業者の掘り起こしと、専門家と連携した積極的な提案により、需要を見据えた伴走型の指導・助言により事業計画策定支援を行います。

(2) 事業承継に向けた事業計画の策定支援（新規）

小規模事業者への事業承継に関する調査結果を活用するとともに、中標津町の空き地空き店舗対策事業との連携により、廃業の予定がある事業者に対して積極的な事業承継を推進し、既存小規模事業者への事業拡大と連携させた事業承継課題の解決を図り、事業者の高齢化による地域の状況を見据えた新たな事業計画策定支援を行います。

(3) 需要動向調査に基づく販売促進計画策定支援（新規）

小規模事業者がこれまでに開発した商品について、需要動向調査に基づき新たな販路開拓と地元企業や地域外企業等とのマッチングを目指す小規模事業者の掘り起こしを行うとともに、関係機関や専門家の助言を踏まえた販売促進計画策定支援を行います。

(4) 創業支援・第二創業に関する事業計画策定支援（拡充実施）

これまでは中標津町が実施する「空き地空き店舗対策事業補助金」申請の際の開業計画の作成に留まっており、今後は小規模事業者への事業承継に関する調査結果や需要動向調査結果を活用し、創業者のみならず既存事業者へ第二創業の積極的提案を推進し、中標津町や金融機関等の関係機関と連携を図り、中標津町が策定する「産業競争力強化法における創業支援事業計画」（認定申請中）と連動し、創業セミナー等の開催により創業予定者の掘り起こしを行い、創業支援に係る事業計画策定支援を行います。

【目 標】

事業内容	実施内容	現状	H28	H29	H30	H31	H32
(1)～(3)	事業計画策定支援件数	10	62	62	62	62	62
(4)	創業・第二創業支援件数	7	8	9	10	10	10

【効 果】

地域経済動向調査、経営状況分析調査、需要動向調査の結果などを活用し、客観的観点を踏まえた事業計画策定を図るとともに、事業計画の重要性を小規模事業者に浸透させることで、消費者ニーズ、事業承継問題、販売促進、創業・第二創業等に対応した経営戦略が可能になります。

4．事業計画策定後の実施支援に関すること【指針】

【現状と課題】

これまでの事業計画の策定支援は各種補助金制度の活用・金融支援等の機会を通じて実施し、実行後の支援については当該事業者からの相談があった時のみに検証するなど、フォローアップに関しては受動的な取り組みに留まっており、継続的な経営支援となっていないことが課題となっています。

【今後の取り組み】

事業計画を策定支援した事業者に対して、事業計画の進捗状況を確認、効果の検証を行うとともに、必要に応じて専門家、金融機関等と連携し、PDCA サイクルが機能するよう 1 件当たり年間 4 回（3 カ月毎）の継続的なフォローアップによる伴走型の指導・助言を行い、小規模事業者の持続的発展を図ります。

【事業内容】

（1）事業計画後の PDCA サイクルの確立とフォローアップの強化（拡充実施）

これまでは事業計画の策定自体が目的となっており、事業計画の進捗状況の確認や見直しが十分ではなかったため、今後は事業計画策定事業者へ PDCA サイクルの実施体制を確立させ、計画から実施、効果まで一連の検証を行います。また、事業計画の評価や検証、計画の見直しなどの専門的支援を要する取り組みについては中小企業診断士等と連携した専門的なアドバイスを取り入れ、小規模事業者へ計画策定後年間に 4 回（3 カ月毎）のフォローアップを行い、継続的な事業計画策定後の支援を行います。

（2）事業承継と連携した事業計画策定後の実施支援（新規）

事業承継を支援する事業者に対して、（1）同様に計画の進捗状況を確認し、持続的な事業計画とするため事業実施後年間に 4 回（3 カ月毎）のフォローアップを行います。また、事業承継に関する補助金等の情報提供を行います。

（3）需要動向調査に基づく販売促進計画策定後の実施支援（新規）

販売促進計画について支援する事業者に対して、（1）同様に計画の進捗状況を確認し、持続的な事業計画とするため事業実施後年間に 4 回（3 カ月毎）のフォローアップを行います。また、新たな販路を目指すため展示会や商談会の出店を継続的に支援します。

（4）金融支援・施策活用事業者への事業計画策定後の実施支援（拡充実施）

事業計画を策定した事業者に対して、（1）同様に計画の進捗状況を確認し、持続的な事業計画とするため金融支援や補助金の活用が必要な事業者に対して、事業実施後年間に 4 回（3 カ月毎）のフォローアップを行います。また補助金や融資等の各種施策を活用する事業者に対し、申請書類や実績報告等の作成支援並びに効果の検証等を行い継続的な経営支援を行います。

（5）創業支援・第二創業者への事業計画策定後の実施支援（拡充実施）

（1）同様に事業計画の進捗状況等を確認するとともに、創業・第二創業した事業者に対して記帳・税務・労務・資金調達等基礎的な指導を併せて、年間に 4 回（3 カ月毎）のフォローアップを行います。

【目標】

事業内容	実施内容	現状	H28	H29	H30	H31	H32
(1)～(4)	事業計画支援に係るフォローアップ回数	32	248	248	248	248	248
(5)	創業・第二創業者支援に係るフォローアップ回数	7	32	36	40	40	40

※フォローアップ回数は各年度新規分を掲載

【効果】

経営計画を策定した小規模事業者に対してフォローアップを行い、PDCAサイクルにより変化する経済動向に対応するため、事業計画の評価、検証、見直しを行い、より現状に即応した事業計画に改善することにより、小規模事業者への継続的支援による経営の改善発達が図られます。

5. 需要動向調査に関すること【指針】

【現状と課題】

これまでの小規模事業者に対する経営支援は、経営者の長年の経験や経営指導員の知識によるアドバイスが中心であり、地域全体の消費動向を捉えたきめ細やかな対応、情報提供を十分に図ることが出来ていないことが課題となっています。

【今後の取り組み】

商業都市として周辺自治体からの流入が多いことから、来客者や観光客の消費者のニーズを把握するため消費者アンケート調査による情報の収集を行い、小規模事業者の商品構成、価格、サービス等の需要を見据えた商品戦略・サービス戦略を構築するための、基礎的数値としての活用を図ります。また、分析結果につきましては、経営指導員等の巡回・窓口相談等を通じて、小規模事業者へ毎年情報提供し事業の持続的発展への反映を図ります。

【事業内容】

(1) 消費者ニーズの把握調査（新規）

新たに、町消費者協会や農協等と連携し、地域生活者等を対象に「消費者アンケート調査」を実施し、専門家を招聘し地域の消費動向を把握・クロス集計等を活用して分析します。

また、全国や北海道等のマクロな経済動向としての「家計消費調査」を活用し、小売業等の販売計画・商品構成・消費者サービスの基礎的数値情報を構築し、「事業計画」策定支援での活用を図るとともに、小売業等個店に対する品目別のマーケットの需要動向の情報を提供し個店の販売実績と比較する事で、新商品の開発や新サービスの提供等並びに顧客のターゲットを絞ることについても活用します。

更には、ホームページ等で広く情報提供を行い、毎年の調査実施後に情報の追加更新を行います。

<調査・分析項目>居住区、来店目的、購入商品、価格、接客、購入頻度など

(2) 観光客ニーズの把握調査（新規）

新たに、町観光協会と連携し、空港や宿泊施設、開陽台、道立ゆめの森公園などの観光スポットを利用して観光客に対する「観光アンケート調査」を5段階評価等で実施、並びに「観光入込者数調査」を実施します。また、全国、北海道等の広域的な資料として観光庁の「旅行・観光消費動向調査」を活用し、必要により専門家を招聘し

て観光客の消費動向を把握・分析した結果を、小規模事業者の販売計画・商品構成・消費者サービスの基礎的データとして「事業計画」策定支援での活用を図り、観光関連業者を中心に業種別の情報を提供するとともに、ホームページ等で広く小規模事業者に情報提供を行い、毎年の調査実施後に情報の追加更新を行います。

<調査・分析項目>観光目的、宿泊地、土産品、地域イベントなど

(3) 各種統計資料を活用した需要動向調査（拡充実施）

マクロの情報として「日経テレコン POSEYES」では全国の商品マーケットの内、売れ筋商品のトレンドを個店の品揃えの見直しに活かし、「家計消費状況調査」では購入頻度が少ない高額商品・サービスの消費や ICT 関連消費の実態を把握し、「消費者意識基本調査」では消費者問題の現状や求められるニーズ等を把握し、「旅行・観光消費動向調査」では旅行・観光における消費実態調査資料として観光関連の需要創出に活かし、収集したマクロの情報を新たな需要に向けて収集・整理・分析して、新たな需要の開拓を目指す小規模事業者の販路拡大に活用するとともに、毎年巡回並びにホームページ等により情報提供を行います。

<収集する需要開拓に必要な情報>

- ①日本経済新聞社「日経テレコン POSEYES」
- ②総務省統計局「家計消費状況調査」
- ③内閣府消費者庁「消費者意識基本調査」
- ④国土交通省観光庁「旅行・観光消費動向調査」

【提供方法】

上記により収集した情報はランク付け等を行い、巡回やホームページ等で毎年提供します。

【目標】

事業内容	実施内容	現状	H28	H29	H30	H31	H32
(1)	消費者ニーズ調査回数	0	1	1	1	1	1
(2)	観光客ニーズ調査回数	0	1	1	1	1	1
	観光入込者数調査回数	0	1	1	1	1	1
(1)～(2)	情報提供回数	0	1	1	1	1	1

【効果】

各種需要動向調査を実施する事で、事業計画策定へ向けての資料として活用し、小売業並びに観光関連業者に対する新たな需要の開拓に繋がり、新商品や新サービスの開発並びに販路拡大に寄与する事が出来ます。

6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関する事【指針】

【現状と課題】

これまでの小規模事業者に対する販路開拓支援は、商工会が募集して組織した「物産展等協力会員」により、地元開催の各種スポーツ大会や各種団体の全国・全道大会等において出店していますが、外部の商談会及び物産展開催等の参加に関しては周知活動に留まっており、参加企業も限定的になっていることから、効果が一部に限られていることが課題となっています。

【今後の取り組み】

今後は、新たに、外部機関・専門家と連携を図り、事業計画を策定した事業所において、新たな需要開拓を視野に入れた小規模事業者による経営発達のため、需要動向調査の分析結果に基づき、販売場所の創出と地域イベント実施による販売機会の拡大を図ります。また、地域外への商圏拡大は、小規模事業者へ広く周知し物産販売並びに商談会への積極的参加及びインターネット販売を活用し、実施後のフォローアップを徹底することにより、小規模事業者の販路拡大と認知度の向上を図ります。

【事業内容】

(1) 販売場所の創出による小規模事業者の販路開拓支援（新規）

地域の産業振興を目指した土産品等の販売や観光窓口が一体となり販路開拓につながる仕組みを目指し、中標津町内で交流人口に対する受け皿として、根室中標津空港や宿泊施設並びに道立ゆめの森公園等の入込数等を上記「5. (2) の観光客ニーズの把握調査」において実施し、その結果を踏まえ小規模事業者の「販路開拓」を図ります。

また、東京中標津会や札幌中標津会などの中標津町に縁のある人たちに対して、商工会が窓口となり、中標津町の特産品等に関する情報を一元化して、商品が一覧でわかりやすいパンフレット等（ホームページ等含む）を作成し、定期的に内容の見直しを行い地元小規模事業者の販路拡大と認知度の向上を図ります。

(2) インターネット販売の構築による販路開拓支援（新規）

現在ITツールを活用した販売促進を行っている小規模事業者は少ないため、外部機関・専門家と連携を図り、商工会インフォメーションツール「SHIFT」や「ニッポンセレクト.com」を活用するとともに、最大のネット通販の「楽天市場」等インターネットやSNSを活用し、需要動向調査の結果を活用した小規模事業者の販路拡大を支援します。

また、ICT等を活用し販売を実施する小規模事業者に対して、実施後の販売状況や商品アイテム等に関するマーケティング等について、3ヶ月毎に巡回してフォローアップを行います。

(3) 外部機関と連携した商品のブラッシュアップによる販路開拓支援（拡充実施）

これまで、商談会及び物産展等に参加する一部の小規模事業者への支援に留まっており、今後は、過去に実績の無い事業者並びに商品開発等に積極的な事業所の掘り起こしと既存商品のブラッシュアップにより、地域外へ販路を拡大する事業者に対し、独立行政法人 中小企業基盤整備機構北海道本部と連携し、経営革新計画の承認を受けた企業等の「販路開拓コーディネート事業」を活用することと併せ、全国商工会連合会が主催する、「むらからまちから館」、北海道の「どさんこプラザ」、北海道商工会連合会に係る展示会、各金融機関が実施する展示商談会等の情報を随時提供し、積極的な出展者支援として出展申込申請や補助金の活用等の具体的な支援により販路拡大を目指します。

また、商談会等へ参加出来ない事業者に対しても、地域内での販路を維持、強化を図るため、経営コンサルタントやバイヤー等の意見を集約し、事業者へ広く情報をフィードバックし商品力の強化、販路確保の継続的な支援を実施します。

更に、展示会や商談会に参加した小規模事業者に対して、販売状況や商品等の評価について、3ヶ月毎に巡回してフォローアップを行います。

（４）建設産業の地域内循環型経済の構築への取り組み（拡充実施）

町内建設業界は町財政（町法人税額の20.6%）や町の雇用（産業人口の14.4%）にも多大な貢献をしてくれています。

また、平成20年に実施しました商工会建設業部会の独自調査結果では、2次下請までの受注額を換算すると、当初発注額の2.52倍の経済効果になる事がわかりました。

しかし、町内の建設業は公共事業に依存する割合が高く、国や自治体の予算に左右され不安定な経営が課題となっております。

これまでの取り組みとしては、町への地元発注に対する協力要請にとどまっており、民間の発注者に対する需要の喚起は行っておりませんでした。

そこで、資材の購入や下請など裾野が広い建設業では、「地元の仕事（お金）は地元で廻そう!!」を提唱し、町内循環型建設産業の構築を目指します。

具体的な取り組みとしては、町内業者間や建設業協会との連携を図り、地元発注を積極的に提案するとともに、一般の住民や事業者に対してホームページ等による広報活動や巡回訪問を通じて、町内循環型建設産業についての理解を深め、大手企業や町外へ流出していた仕事を地元企業への新しい需要として取り込みます。

【目 標】

事業内容	実施内容	現状	H28	H29	H30	H31	H32
(1)	パンフレット等作成更新回数	0	1	0	1	0	1
(2)	ネット販売等による販路開拓支援件数	0	5	5	6	6	7
(3)	商談会・展示会への出展件数	1	2	3	3	4	4
	商談成立件数	0	1	1	1	2	2
(1)~(3)	フォローアップ回数	0	28	32	36	40	44
(4)	建設業地域循環型の広報回数	0	1	1	1	1	1

※フォローアップ回数は、販路開拓支援件数と商談会・展示会への出展件数に対して年間4回を予定しております。

【効 果】

需要動向調査を踏まえ、特産品等のブラッシュアップを図り、商談会並びにネット販売を活用して新たな販路を開拓する事により、小規模事業者の需要の増加が図られ、更には、建設業の新たな需要の創出により、事業計画を策定した小規模事業者の売上増加による持続的発達が可能になります。

・地域経済の活性化に資する取組

1. 地域ブランド確立による地域経済活性化への取り組み

【現状と課題】

中標津町、観光協会等で構成する「地方公共団体連携型広域展示販売・商談会推進委員会」や中標津町、商工会、農協との「まち活性化協議会」において協議を行い、今後の中標津町の観光や地域産品について検討しましたが、通過型観光の対策として商品や観光におけるブランド化への取り組みが課題となっております。

【今後の取り組み】

中標津町、なかしべつ観光協会、JA 中標津、JA 計根別、中標津高校、中標津農業高校、商工会青年部・商工会女性部との連携により「中標津ブランドの構築」に係る検

討会議を開催し、基幹産業である農業関係の地域資源を活用した地域ブランド確立により、中標津町の知名度を高め、これまで明確に形成されていなかった「中標津ブランドの構築」に対し農商工連携を見据えた地域振興に資する事業の実施により、地域経済の活性化を継続的に図ります。

【事業内容】

(1) 地域ブランド商品の開発による地域経済活性化（拡充実施）

乳製品やじゃがいも、ブロッコリー、しいたけなどの特産品は1次加工や2次加工による付加価値付けがなされておらず、今後は観光客ニーズ調査などの需要動向調査の結果を踏まえ、農商工連携や6次産業化の促進を図ることにより、加工の取り組みを通じた高付加価値化やパッケージデザインの改良等によるブランド化を目指した商品の開発を行い、飲食業連合会等との連携による地場商品を活用したご当地メニュー、ご当地ドリンク等の開発、商品化を目指し地域経済の活性化を図ります。

【効果】

地域資源を活用して、「中標津ブランドの構築」を行う事により、特産品の販路開拓並びにご当地メニュー等開発により、地域経済活性化が図られ小規模事業者の販路拡大に寄与します。

2. 地域イベントを活用したまちの賑わいの創出

【現状と課題】

中標津町、観光協会、商工会では各種イベントを実施して参りましたが、それぞれのイベントにおいて目的が異なる事から連携が図られていないのが現状で、地域経済活性化を見据えた連携がなされていなかった事から、地域の観光施設等との連携も含めた戦略的な中標津町ブランドに向けての取り組みが課題となっています。

【今後の取り組み】

根室中標津空港を利用する観光客に対して、町内のイベントや体験型観光を周知することで、滞在する観光客の増加を図るとともに、中標津町の知名度を高め、中心市街地に賑わいを再生することを目的とした「まちなか賑わい推進事業」を開催し、中心市街地商店街の活性化を図ります。

【事業内容】

(1) まちなか賑わい推進事業による中心市街地の活性化（拡充実施）

バイパス等の周辺施設から中心市街地への集客対策として、中標津町、JA中標津、なかしべつ観光協会、消費者協会、商工会青年部・女性部他各種団体と連携するとともに、事業計画においても「まちなか賑わい推進事業実行委員会等」に外部の意見を取り入れて、事業の見直しを行い「まちなか賑わい秋の陣・清流物語」を中心市街地に有る中標津経済センター並びに親水広場にて開催し、モニュメントの「あきんど君」を中心とする中標津町商業発祥の地としてのイメージとストーリーを浸透させ、周辺の観光地やバイパスの商業施設からの集客を図ります。また、地域特産品の展示会・販売会を開催し町内外の消費者に対してPRするとともに、事業計画策定に取り組む小規模事業者へ出店を勧め、各店舗の認知度を高めることで、中心市街地商店街と地域生活者との「ふれあいによるにぎわい性」により、中心市街地の空き地等の減少並びに継続的なにぎわいの創出を目指します。

(2) 地域イベントによる地域経済活性化(拡充実施)

当商工会が主催する「大平原花火大会」の継続実施及び各種団体等が実施する「なかしべつ夏祭り」、「なかしべつ冬まつり」、「じゃがいも伯爵まつり&ふれあい広場」において、事務局会議等にて情報を一元化することにより観光施設との連動を図り、観光客や周辺自治体からの集客を促し、地域全体の活性化を図ります。また、「じゃがいも伯爵まつり&ふれあい広場」では、「中標津ブランドの構築」を図るため、消費者ニーズ調査の結果を踏まえて、より積極的な活用に取り組むことと併せ、地域資源を活用したなかしべつ特産品等の消費拡大を図り商品認知度を高め、年間を通して実施されるイベントで、周辺の開陽台や道立ゆめの森公園等の観光施設から中心市街地への集客を促進して、空き地空き店舗の減少により地域経済の活性化を図ります。

【効果】

イベントの開催並びに事業の見直しにより、町外並びに観光客の取り込みを図るとともに、出店する小規模事業者の認知度を高め中心市街地への誘客により、出店者並びに中心市街地店舗の集客に寄与します。

3. 新総合体育館を活用した交流人口促進による地域経済活性化

【現状と課題】

これまでは、町内で開催されるスポーツ大会や合宿などに対して、積極的な誘致活動や商工業者の関わりは殆ど行われていませんでした。

【今後の取り組み】

新体育館の完成を機にスポーツ大会や合宿の誘致活動並びに積極的な消費購買に対する機会を創出します。(平成26年度スポーツ大会や合宿の受入は6件)

【事業内容】

(1) 新総合体育館を活用したスポーツ大会・合宿の誘致(新規)

平成28年秋に完成する新総合体育館の建設に伴い、町や教員委員会、各種団体と連携して、町で開催されるスポーツ大会や合宿等の誘致を図ることで、交流人口を拡大することにより、宿泊、飲食、物販等関連産業の販売機会を増加させ地域経済の活性化を図ります。また、来訪者との交流会を開催する等継続的な関係を保ち、消費購買力を持続させることにより、小規模事業者の継続的な基盤確保に繋がり地域経済の活性化を図ります。

【効果】

スポーツ大会や合宿等の誘致を行う事で交流人口の増加を図り、小規模事業者が販売する機会の増加が見込めます。

4. 地元雇用の拡大による地域経済活性化への取り組み

【現状と課題】

これまでも、地元合同企業説明会は開催しておりましたが、過去は人手不足も現在ほど深刻ではなかったため、求人も多くは有りませんでした。

しかしながら、現在では各産業において人手不足が深刻化しており、特に技術系の職種においては、高齢化もあいまっての人手不足が深刻になっています。

【今後の取り組み】

地元企業への就職促進と特に技術系職種にあっては未だに3Kイメージがある事から各学校や子供たちに対して「ものづくり」の良さをアピールし地元企業への理解度を高め地元雇用の拡大を図ります。

【事業内容】

(1) 地元就職希望者の拡大(拡充実施)

中標津高校、中標津農業高校、中標津高等養護学校、別海高校、標津高校、羅臼高校並びに、父兄、企業等が参加する求人懇談会を開催し、就業体験学習並びに中小企業家同友会や建設業協会等と連携を図り、地元企業による合同企業説明会の開催を通じて地元企業の福利厚生面や地域貢献等を紹介する事で地元企業本来の姿の認知度を高め、人手不足解消と卒業後の地元就職者の拡大を推進し地域経済の活性化を図ります。

また、技術系の仕事の3K職種のイメージを脱却し、小学生や中学生に対して「ものづくり」の良さを理解させるため、建設業協会等と連携を図り建設の仕事についての出前講座や、実際に作られた道路や建築物等の現場見学により技術系の仕事のイメージアップを図り、地元就職希望者の拡大を図ります。

更には、新規就職者の社会人としての心得を学ばせるために新入社員研修会を開催します。

【目標】

事業内容	実施内容	現状	H28	H29	H30	H31	H32
1.(1)	メニュー等開発数	0	1	0	1	0	1
2.(1)	まちなか賑わい推進事業 出店者数	26	27	28	29	30	30
2.(2)	中心市街地空き店舗数	7	6	6	5	5	4
3.(1)	スポーツ大会・合宿誘致数	6	7	7	8	8	8
4.(1)	体験学習等実施回数	3	4	4	4	4	4

【効果】

人材の確保に苦勞している小規模事業者に対して、企業説明会や出前講座の実施で、企業のイメージアップを図り、より良い人材を確保するとともに新規就職者の定着を図る事で、地域の経済活性化に寄与します。

・経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組

1. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関する事

【課題と取り組み概要】

他の支援機関との連携については、高度な技術支援等の際の専門家派遣や融資斡旋の際に金融機関との個別案件の情報交換にとどまっており、具体的な支援ノウハウ等の情報交換に関しては一部に限定されていきました。

今後は、他の支援機関との情報交換を積極的に図り、連携体制の構築を強化すると共に、小規模事業者に対する経営分析、事業計画策定や需要開拓に関する専門的な知識等各支援機関が持つ支援ノウハウを吸収し、支援ノウハウの向上を図ります。

【具体的内容】

(1) 支援機関との連携及び情報交換

北海道中小企業総合支援センター、よろず支援拠点釧路支部、中小企業診断士等と経営分析、事業計画策定支援や需要動向調査・需要開拓に関する支援、農商工連携、地域資源活用、新連携等の新事業支援ノウハウや新たな施策に関する情報交換を事案が生じた際に行い、小規模事業者の経営課題が多岐にわたる事業計画策定に対応するための連携体制の構築を強化すると共に、職員の支援ノウハウの向上を図ります。

(2) 金融機関との連携及び情報交換

日本政策金融公庫釧路支店、地元金融機関と地域の経済動向調査、需要動向調査や金融制度に関する支援、創業・第二創業、販路拡大支援に関する情報交換等を年に一度開催の金融懇談会や、毎月日本政策金融公庫並びに地元金融機関と情報交換を行い、小規模事業者の金融支援対策として、マル経融資や各種制度融資を活用するために連携体制の構築を強化すると共に、職員の支援ノウハウの向上を図ります。

(3) 商工会関連との連携及び情報交換

北海道商工会連合会が実施する「根室管内職員協議会経営指導員連絡会議」、「経営支援に関する会議」、または、日本政策金融公庫が実施する「経営改善貸付推薦団体連絡協議会」等において、全道及び近隣市町村商工会の小規模事業者への支援内容、支援課題に関する情報交換を3か月に1回程度定期的に行い、経営発達支援事業に関する総合的なノウハウ等の情報の共有を図ると共に、全道経営指導員研修会等において、地域小規模事業者の経営改善普及事業の円滑な推進と事業計画の策定に係る経営発達に向けた支援力向上に努めます。

2. 経営指導員等の資質向上等に関すること

【課題と取り組み概要】

職員の資質向上等については、北海道商工会連合会が主催する中小企業支援担当者研修や職種別研修等への参加を中心に対応を図っているが、職員間での知識・情報の共有に至っておらず、経験年数の違いによる指導能力の差異が生じている。

今後は、多様化する小規模事業者ニーズに対応するため、より専門的研修等の積極的参加によるスキルアップ及び知識の組織内共有の強化を図り、組織全体としての支援体制を構築します。

また、支援ノウハウを職員間で共有化を図るため、組織内で定期的に職員研修会の実施並びにOJTによる職員全体のレベルアップを図ります。

【具体的内容】

(1) 職種別の資質向上

①経営指導員（3名）

小規模事業者の経営課題を把握し、その解決方法を見据えた経営計画作成並びに支援を行うための高度な支援ノウハウを習得するため「中小企業支援担当者研修」「全道経営指導員研修会」等へ参加し、個々の資質向上を図ると共に、組織全体としての資質向上のため、職員間での情報共有を図ります。

②補助員（2名）

経営指導員の業務をサポートしながら、「全道職種別研修会」「全道ブロック別補助員研修会」等に参加して、経営全般に係る支援ノウハウを実践的に習得し、個々の資質の向上を図ります。

③記帳専任職員、記帳指導職員、記帳指導員（5名）

経営指導員、補助員の業務をサポートしながら、「全道職種別研修会」「全道ブロック別職員研修会」等に参加して、記帳支援並びに経営全般に係る支援ノウハウを実践的に習得し、個々の資質向上を図ります。

（2）職場内での研修会による資質向上

経営指導員等が研修及び情報収集で得た支援ノウハウを職員間で共有化を図るため、定期的（年間3回）に開催する職員会議において、巡回訪問等の調査・経営分析結果等について職員間の情報共有化を図り、更には経営指導員等が講師となり職員研修会（税務、金融、経営分析等）を開催し、職員内で指導する体制を構築することによる職員の資質向上を図ります。

また、若手経営指導員や補助員等については、ベテラン経営指導員に同行し小規模事業者を支援すること等を通じて、具体的な指導方法や助言内容並びに情報収集方法を学ぶなど、OJTにより実践型の支援能力の向上を図ります。

（3）専門家派遣制度と連携した支援実施による資質向上

専門家派遣制度活用の際に経営指導員等が同行し、高度な支援内容や助言内容、専門的知識の支援ノウハウを習得し資質向上を図ります。

3．事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

【課題と取り組み概要】

これまでの経営改善普及事業については理事会の審議、通常総代会での議決により実施しており、期間中の事業評価や進捗状況等については検証する機能がなされておらず、明確な改善策が見出せていませんでした。

今後は、本計画に記載事業の実施状況、成果について評価シートを活用した「数値的評価」を導入し、目標に対する評価、改善を図り経営発達支援計画の実効性を高めます。

【具体的内容】

（1）経営発達支援計画の事業評価及び見直し体制

当会正副会長・総務企画委員長会議及び経営改善普及推進委員会、また外部有識者として中標津町経済振興課長、金融機関支店長などにより、「中標津町商工会経営発達支援計画評価会議」を開催し、「評価シート」等でP（Plan）・D（Do）・C（Check）・A（Action）での事業活動の「計画」「実施」「監視」「改善」等の事業成果の評価・見直しを毎年度（年1回）行います。

（2）経営発達支援計画の事業評価及び見直しの決定・承認

「中標津町商工会経営発達支援計画評価会議」から示された、事業評価及び見直し、改善案を適時理事会において報告、方針を決定し、通常総代会において承認を受けることとします。

（3）経営発達支援計画の事業評価及び見直しの公表

事業の成果・評価・見直しの結果を中標津町商工会のホームページで計画期間中公表します。

ホームページアドレス：<http://www.nakamap.or.jp/>

(別表 2)

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制

(平成 27 年 12 月現在)

(1) 組織体制

中標津町商工会では、これまで多くの事業実績（平成 26 年度：巡回指導 1,351 件、窓口相談 980 件）を有しております。また、中小企業診断士、税理士等の専門家や金融機関、支援機関との連携が図られ、支援体制も構築されていることから、専門的な課題にも対応できます。

【事務局体制】

事務局長	経営指導員	補助員	記帳専任職員	記帳指導職員	記帳指導員
1	3	2	1	2	2

経営発達支援事業は、事務局長が総括責任者となり、実務の担当者は経営指導員とし、補助員が経営指導員を補佐し、記帳専任職員、記帳指導職員、記帳指導員が記帳指導等において支援する体制となっております。

(2) 連絡先

- 中標津町商工会
- ・住所 〒086-1002 北海道標津郡中標津町東 2 条南 2 丁目 1 番地 19
 - ・電話 0153-72-2720
 - ・FAX 0153-72-1986
 - ・e-mail NAKASHO@aurens.or.jp

(別表 3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	平成 28 年度 (28 年 4 月以降)	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
必要な資金の額	45,704	46,130	47,010	47,010	47,010
経営改善普及事業費	29,214	29,440	29,840	29,840	29,840
旅 費	640	650	700	700	700
事務費	830	850	900	900	900
福利環境整備費	4,271	4,300	4,300	4,300	4,300
指導事業費	14,365	14,500	14,800	14,800	14,800
施策普及費	50	50	50	50	50
指導環境推進費	8,518	8,550	8,550	8,550	8,550
若手後継者育成事業費	300	300	300	300	300
オンライン化通信費	240	240	240	240	240
地域振興事業費	16,490	16,690	17,170	17,170	17,170
総合振興費	420	430	500	500	500
商業振興費	455	460	500	500	500
工業振興費	725	750	750	750	750
観光サービス業振興費	1,030	1,050	1,100	1,100	1,100
青年部女性部対策費	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
指導強化対策費	450	500	600	600	600
記帳機械化対策費	680	700	700	700	700
会館施設維持費	300	300	300	300	300
共済事業対策費	10	10	10	10	10
検定事業費	10	10	10	10	10
情報化対策費	1,450	1,480	1,500	1,500	1,500
指導強化特別事業費	9,260	9,300	9,500	9,500	9,500

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、国補助金、道補助金、町補助金、事業委託費、手数料

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合の連携に関する事項

連携する内容
経営発達支援事業を円滑に実施するにあたり、国の小規模企業政策に係る支援を有効に活用するため、行政、北海道商工会連合会、金融機関、各種団体その他支援機関等との連携を図り、スムーズ且つきめ細やかな連携支援を行います。 ①地域経済動向の把握、分析に関する連携支援 ②各種需要動向調査の連携支援 ③経営分析、事業計画策定に係る業種別、専門別連携支援 ④小規模事業者の事業実施の際の資金調達連携支援 ⑤新商品開発、販路開拓等に関する連携支援 ⑥専門的知識・技術に関する連携支援 ⑦人材確保に関する事業の連携支援
連携者及びその役割
名称:中標津町 町長 小林 実 住所:〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地 電話:0153-73-3111 ・商工会への事業補助と助成支援並びに中小企業振興基本条例を基にした中小企業、小規模企業を支援育成する施策の充実、雇用関連事業等に係る連携
名称:中標津町教育委員会 教育長 小谷木 透 住所:〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地 電話:0153-73-3111 ・各種スポーツ大会及び合宿等誘致活動の連携並びに雇用関連事業等に係る連携
名称:中小企業庁 長官 豊永 厚志 住所:〒100-8912 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号 経済産業省別館 電話:03-3501-1511 ・ミラサポによる専門家派遣並びに経営革新、販路開拓等に関する連携支援
名称:北海道経済産業局 局長 秋庭 英人 住所:〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 電話:011-709-3140 ・北海道経済産業局(中小企業課)の施策などを情報収集し、中小企業に関連する連携支援
名称:北海道知事 高橋 はるみ 住所:〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話:011-231-4111 ・北海道の施策などの情報を収集し、関連性のあるものについての支援
名称:北海道根室振興局 局長 田中 宏之 住所:〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番 電話:0153-24-0257 ・北海道の施策などの情報を収集し、関連性のあるものについての支援
名称:根室公共職業安定所 所長 小宮 善広 住所:〒087-0021 根室市幸町1丁目8番地 電話:0153-23-2161 ・厚生労働省の施策などの情報を収集し、雇用関連事業等に係る連携支援

名称：北海道教育庁根室教育局 局長 小山 茂樹

住所：〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地

電話 0153-24-5830

- ・雇用関連、新規学卒者合同企業説明会等並びに中標津ブランドの構築に関する連携支援

名称：北海道商工会連合会 会長 荒尾 孝司

住所：〒060-8607 札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7ビル

電話：011-251-0101

- ・北海道商工会連合会独自で持っている専門家派遣などの事業による専門技術支援

名称：北海道中小企業総合支援センター 理事長 伊藤 邦宏

住所：〒060-0001 札幌市北1条西2丁目経済センタービル9F

電話：011-232-2001

- ・中小企業総合支援センターや中小企業庁WEBサイト「ミラサポ」の専門家或いは、独自で持っている補助金や助成金等活用についての連携支援

名称：よろず支援拠点 札幌本部（釧路支部） コーディネーター 中野 貴英

住所：〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階

電話：011-232-2407

- ・複雑、高度、専門的な相談案件について、専門家派遣並びにセミナー等の開催支援

名称：中小企業基盤整備機構 北海道本部長 中島 真

住所：〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目1番地7 ORE札幌ビル6階

電話：011-210-7475

- ・経営指導員等のスキルアップ、資質向上を図るため、研修会等の開催支援

名称：釧路工業技術センター センター長 荒井 誠

住所：〒084-0905 釧路市鳥取南7丁目2番23号

電話：0154-55-5121

- ・企業活動の総合的な支援による、地域の資源を生かした製造技術等の支援

名称：一般社団法人北海道中小企業家同友会南しれとこ支部 支部長 雨宮 慶一

住所：〒085-0016 釧路市錦町5丁目3番地 三ッ輪ビル5階

電話：0154-31-0923

- ・中小企業の経営を守り安定を図る事を目的に、自主的経営体質改善を図るため経験と知識の交流及び雇用関連事業等に係る連携

名称：㈱日本政策金融公庫釧路支店 支店長 小原 励一

住所：〒085-0847 釧路市大町1-1-1（道東経済センタービル）

電話：0154-43-3330

- ・小規模企業対象の融資制度などについての金融支援、創業や起業家育成並びに地域資源活用における販路開拓等における連携支援

名称：大地みらい信用金庫中標津支店 支店長 大越 秀一

住所：〒086-1043 標津郡中標津町東3条北1丁目

電話：0153-72-2184

- ・町制度融資や北海道制度融資並びにプロパー融資などについての金融支援、創業や起業家育成並びに地域資源活用における販路開拓等における連携支援

名称：北海道銀行 中標津支店 支店長 高島 信之

住所：〒086-1141 標津郡中標津町大通り北1丁目1番地

電話：0153-72-8001

- ・町制度融資や北海道制度融資並びにプロパー融資などについての金融支援、創業や起業家育成並びに地域資源活用における販路開拓等における連携支援

名称：北洋銀行中標津支店 支店長 佐藤 仁寿

住所：〒086-1004 標津郡中標津町東4条南1丁目1番地

電話：0153-72-3271

- ・町制度融資や北海道制度融資並びにプロパー融資などについての金融支援、創業や起業家育成並びに地域資源活用における販路開拓等における連携支援

名称：釧路信用組合中標津支店 支店長 網田 篤

住所：〒086-1047 標津郡中標津町東7条北1丁目1番地

電話：0153-73-2700

- ・町制度融資や北海道制度融資並びにプロパー融資などについての金融支援、創業や起業家育成並びに地域資源活用における販路開拓等における連携支援

名称：梅本英広法律事務所 弁護士 梅本 英広

住所：〒086-1006 標津郡中標津町東6条南3丁目15番地

電話：0153-72-5670

- ・専門的知識による指導及び助言

名称：郷税理士事務所 税理士 郷 侑志

住所：〒086-1128 標津郡中標津町西8条北7丁目1番地

電話：0153-72-0353

- ・専門的知識による指導及び助言

名称：佐々木司法書士事務所 司法書士 佐々木 富昭

住所：〒086-1041 標津郡中標津町東1条北1丁目9番地

電話：0153-72-3388

- ・専門的知識による指導及び助言

名称：株式会社コム 代表取締役 小川 安夫

住所：〒085-0063 釧路市文苑1丁目29番地

電話：0154-38-4345

- ・新入社員研修会の講師による人材育成に関する指導及び助言

名称：一般社団法人なかしべつ観光協会 会長 板野 哲身

住所：〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地

電話：0153-73-3111

- ・観光客のニーズ調査とイベント等並びに特産品等の開発と販路開拓に関する連携支援

名称：中標津飲食業連合会 会長 加藤 昌之

住所：〒086-1166 北海道標津郡中標津町緑町南1丁目2番地

電話：0153-73-1100

- ・イベント等並びに地域ブランド特産メニュー等の開発と販路開拓に関する連携支援

名称：中標津町消費者協会 会長 栗崎 勝秀

住所：〒086-1110 北海道標津郡中標津町西10条南9丁目1番地（中標津町総合福祉センター）

電話：0153-73-5211

- ・消費者のニーズ調査に関する連携支援

名称:中標津建設業協会 会長 三宅 正浩
 住所:〒086-1110 北海道標津郡中標津町東 14 条北 1 丁目
 電話:0153-72-2996

・雇用関連事業等並びに建設産業の地域内循環型経済の構築に係る連携支援

名称:中標津町農業協同組合 代表理事組合長 高橋 勝義
 住所:〒086-1007 北海道標津郡中標津町東 7 条南 2 丁目 1 番地
 電話:0153-72-3275

・特産品等の開発と販路開拓等に関する支援並びにイベント等に関する連携支援

名称:計根別農業協同組合 代表理事組合長 西塚 秀夫
 住所:〒088-2682 北海道標津郡中標津町計根別本通東 3-17-1
 電話:0153-78-2111

・特産品等の開発と販路開拓等に関する支援並びにイベント等に関する連携支援

連携体制図等

